

# POPsに関するストックホルム条約 (POPs条約) 第1回締約国会議について

平成17年4月8日  
環境管理局総務課ダイオキシン対策室

## 1. 概要

残留性有機汚染物質 (POPs) に関するストックホルム条約は平成16年5月17日発効。条約実施のための交渉はこれまで7回にわたり開催されてきた政府間交渉会議で行われてきたが、今般、以下の通り第1回締約国会合 (COP1) が開催される。

日程：平成17年5月2～6日  
5月5・6日は閣僚級セッション  
場所：ウルグアイ プンタデルエステ

## 2. 議題

別紙参照

## 3. 期待される成果等

ダイオキシン等の非意図的生成に関する利用可能な最良の技術 (BAT) 及び環境のための最良の慣行 (BEP) に関する指針を決定  
対象物質の追加を検討するPOPs検討委員会の設立  
国内実施計画作成のための手引き及び実施状況の報告様式の決定  
条約の有効性評価のための仕組みの検討 (POPsモニタリング等)  
その他、不遵守に関する手続き、財政的事項、事務局所在地等

(別紙)

## POPs条約第1回締約国会議 議題

1. 開会
2. 組織事項
  - (a) 役員を選出
  - (b) 議題の採択
  - (c) 組織事項
3. 手続規則の採択
4. 代表団委任状に関する報告
5. 政府間交渉委員会 (INC) の業績に関する報告
6. COPの検討事項
  - (a) 意図的な製造及び使用から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置
    - (i) DDT
    - (ii) 個別の適用除外及び関連事項
  - (b) 非意図的な生成から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置
    - (i) 利用可能な最良の技術 (BAT) 及び環境のための最良の慣行 (BEP) に関する指針
    - (ii) 放出の特定及び計量
  - (c) 廃棄物からの放出を削減し又は廃絶するための措置: POPsの環境上適正な管理のための技術的指針
  - (d) 実施計画
  - (e) POPs検討委員会の付託事項
  - (f) 情報交換
  - (g) 技術援助
  - (h) 財源、資金メカニズム及び財政措置
  - (i) 報告
  - (j) 有効性の評価
  - (k) 不遵守
  - (l) 紛争解決: 仲裁規則、調停規則
  - (m) 財政規則、事務局機能を統治する財政規定
  - (n) 事務局所在地
  - (o) 責任と救済
7. 事務局の活動と予算の採択
8. その他
9. 報告書の採択
10. 閉会

## (参考) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs条約)の概要

### 背景

毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性を有するPOPs (Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質)については、一部の国々の取組のみでは地球環境汚染の防止には不十分であり、国際的に協調してPOPsの廃絶、削減等を行う必要から、2001年5月、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が採択された。

### 条約の概要

#### 1. 目的

残留性有機汚染物質から、人の健康の保護及び環境の保全を図る。

#### 2. 各国が講ずべき対策

製造、使用の原則禁止 (アルドリン、クロルデン、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、マイレックス、トキサフェン、PCBの9物質) 及び原則制限 (DDT)

非意図的生成物質の排出の削減 (ダイオキシン、ジベンゾフラン、ヘキサクロロベンゼン、PCBの4物質) のための行動計画の策定、BAT / BEP指針を踏まえた対策の推進等

POPsを含むストックパイル・廃棄物の適正管理及び処理

これらの対策に関する国内実施計画の策定

その他の措置

- ・条約に記載されている12物質と同様の性質を持つ他の有機汚染物質の製造・使用を防止するための措置
- ・POPsに関する調査研究、モニタリング、情報提供、教育等
- ・途上国に対する技術・資金援助の実施

#### 3. 条約の発効

2004年5月17日発効。(条約の発効には50ヶ国の締結が必要であり、2004年2月17日、50ヶ国目が締結(日本は2002年8月30日に締結済)。2005年3月31日現在96ヶ国(+EC)が締結。